

2 楯縫関係木簡をめぐって

野々村 安 浩

1 はじめに

藤原宮や平城京などで出土した、古代の楯縫郡関係の木簡は、現在次の3点が報告されている。

(史料1) 楯縫評乃呂志里物部知米□□□□

(『飛鳥・藤原宮跡発掘調査出土木簡概報』6 1981年5月)

(史料2) 出雲国楯□□(縫郡カ) 沼田郷□□

(『平城宮発掘調査出土木簡概報』32-13 1996年11月)

(史料3) □(楯カ) 縫郡詣■ []

(『平城宮発掘調査出土木簡概報』28-29 1993年1月)

(史料1)は、藤原宮跡、藤原宮東面大垣の東約20mを北流する南北溝で、第29次調査で宮東面外壕(SD170)の堆積土の第3層から瓦・土器・木製品とともに木簡1439点出土している。

(史料2)は、平城宮内裏東方の推定造酒司跡、宮内道路(SF11580)の南側溝SD1160から出土している。法量は、(長さ124mm)×(幅24mm)×厚さ5mmである(括弧つき数字は、欠損・二次的整形の場合による現存部分の法量を表す)。

(史料3)は、平城京左京三条二坊八坪東南隅の長屋王邸から出土したものである。南北溝状土坑SD4750で、「長屋王家木簡」と称されている木簡群のうちの削屑の一つである。

本稿では、(史料1)木簡に関わる問題について検討してみたい。

2 藤原宮出土「楯縫評」木簡について

(1) 釈文について

(史料1)木簡の釈文は、奈良国立文化財研究所刊行の『飛鳥・藤原宮跡発掘調査出土木簡概報』6および同所の木簡データベースでは、前掲のようになっている。

ところで、この(史料1)は、古代出雲国の評制下あるいは楯縫関係の史料として、概報が公表されて以来、次のように紹介されている。

①池田満雄「木簡にみる地方行政単位―出雲国・隠岐国の場合―」

(『風土記論叢』1号 1982年3月)

「楯縫評乃呂志里物マ知米□□□□」

②池田満雄「木簡からみた古代の出雲国・隠岐国」

(『研究紀要 島根県立松江農林高等学校』第14号 1982年3月)

「楯縫評乃呂志里物マ知米□□□□」

③『八雲立つ風土記の丘(島根県立八雲立つ風土記の丘館報)』第61, 62合併号

(1983年7月)

「楯縫評乃呂志里物マ知米□□□□」

- ④内田律雄「二つの木簡」(『八雲立つ風土記の丘』第61・62合併号 1983年7月)

「楯縫評乃呂志里物マ知米□□□□」

- ⑤池田満雄「古代出雲・隠伎の社会組織に関する考察—出土文字資料の検討を中心として—」

(『山本清先生喜寿記念論集 山陰考古学の諸問題』

1986年10月)

「楯縫評乃呂志里物マ知米□□□□」

- ⑥内田律雄「『出雲国風土記』と考古学」

(『出雲古代史の諸問題 第15回古代史サマーセミナー 発表記録』1987年12月)

「楯縫評乃呂志里物マ知米□□□□」

- ⑦狩野久「木簡概説」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会 1990年。

初出『古代の日本9 研究資料編』角川書店

1970年)

「万(乃カ) 呂志里」

- ⑧平石充「出雲国庁出土木簡について」(『古代文化研究』第3号 1995年3月)

「楯縫評乃呂支里物マ知米□□□□」

上記の①～⑥の諸文献は、(史料1)木簡の釈文を、前掲の概報からの引用と注記しているが、第4字目の文字を「万」ではなく「乃」としている。そこには特に変更した理由は述べられていない。^(注1)

さて、この第4字目は、(写真1)のように、「万」「乃」にもみえる。

『五體字類』を参照する(写真2)と、この第4字目は、「乃」の字に近い印象をうける。

そこで、この(史料1)木簡を、

楯縫評乃呂志里物マ知米□□□□

と読み、この木簡の内容を検討していく。

(2) 評制下の出雲国木簡

現在、大宝元年(701)の大宝令成立前の地方行政区画である、評制下の出雲国関係木簡としては、(史料1)木簡のほかに次のものが知られている。^(注2)

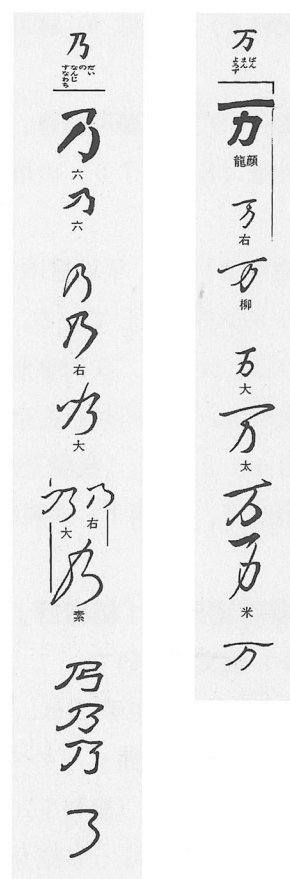
- ①出雲評支豆支里大贅煮魚須々支

(奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡』一 157 1978年)

- ②大原評□部□□□



奈良国立文化財研究所許可済
写真1 史料1木簡の拡大



高田竹山監修
『五體字類 改訂第二版』より
(西東書房 1996年刊)
写真2 「乃」・「万」の文字比較

〔『出雲国庁跡発掘調査概報』松江市教育委員会 1971年^(注3)〕

③□(大カ)原評□□□□

〔『飛鳥・藤原宮跡発掘調査出土木簡概報』6 1981年5月〕

④・□□(飲袂カ)評若桜マ柏

・五□加□

〔『奈良 藤原宮跡』『木簡研究』5 1983年^(注4)〕

藤原宮跡出土の評制下の時期の付札木簡には、次のような特徴が指摘されている。^(注5)

- ・平城宮木簡のように、国・郡・郷(里)・戸主姓名・税目・数量・年月日を記すことが書式上ととのっていない。
- ・戸主ないし戸などの表記法がみえない。
- ・国名を書かず、評から記載がはじまるものが多い。

この(史料1)木簡でも、評名から書きはじめており、他の藤原宮木簡と同様である。

(3)「乃呂志里」について

7世紀後半から8世紀前半にかけての地方行政区画名称の変遷は、次のとおりである。^(注6)

国一評一里(～大宝元年701)

↓

国一郡一里(大宝元年701～霊龜元年715ごろ)

↓

国一郡一郷一里(霊龜元年715ごろ～天平11年末739ごろ) * 「郷里制」

↓

国一郡一郷(天平11年末739ごろ～)

郷里制施行期である天平5年(733)勘造の『出雲国風土記』楯縫郡条には、「佐香郷」「楯縫郷」「玖潭郷」「沼田郷」の4つ郷名が知られ、郷別に里3があり、さらに、「玖潭郷」「沼田郷」はそれぞれもと「忽美」「努多」と別の表記をしていたとみえる。ここには、「乃呂志里」名はみえない。^(注7)

ただ、「乃呂志」に類似する名称として、楯縫郡条に「乃利斯社」「能呂志嶋」「能呂志濱」がみえる。「乃呂志里」の位置に関して、これらの社名、地名が参考になろう。

まず、「能呂志嶋」「能呂志濱」について、加藤義成、秋本吉郎、植垣節也^(注8)3氏ともに、それぞれ今の唯浦海岸の天狗島、唯浦に比定している。

つぎに、「乃利斯社」についてみていく。10世紀にまとめられた『延喜式』には、出雲国楯縫郡条に「能呂志神社」という神社名がみえ、加藤、秋本、植垣3氏とも両社を同一のもとしてい^(注9)る。

この「乃利斯社」と「能呂志神社」については、江戸時代の地誌である、『出雲風土記抄』(天和3年 1683成立 岸崎佐久次時照)には「能利斯社 多久美郷海苔谷六社大明神」、『雲陽誌』(享保2年 1717成立 齊藤長尚撰)には「能呂志神社六所明神 風土記に載る乃利斯社はな

り」^(注10)とある。両社を別社と解していない。

ところで、現在、平田市野石谷町664番地には「能呂石神社」^(注11)が鎮座している。旧社地は現社地の東南約500メートルの山麓にあったとされ、そこには今「庄屋垣」と呼ぶ民家の裏手にあたり小高い石積みの遺跡とな^{(注12)(注13)}っている。

これらの「乃呂志」に類似する「乃利斯社」「能呂志嶋」「能呂志濱」の比定地等から、(史料1)木簡にみえる「乃呂志里」^{(注14)(注15)}のおおよその比定ができよう。

(4)「物マ知米」について

(史料1)木簡の「物マ知米」の部分について、前掲の奈良国立文化財研究所の木簡データベースでは、人名は「物部知」と揭示している。「米」は貢納品名と解されているのであろう。

なお、『出雲国風土記』楯縫郡条の末尾に、郡司名が、

郡 司 主 帳 無 位 物 部

大領外従七位下勲十二等出雲臣

少領外正六位下勲十二等高善史

とみえ、この(史料1)木簡にみえる「物部」との関連が窺える。

3 むすびに

以上、(史料1)木簡について検討を加えてきた。(史料2)(史料3)については、残存する文字数も多くなく、また「出雲国風土記」所載の郷名を確認はできるが、それ以上のことを考察することは今のところできない。

ただ、本稿が古代の楯縫郡の研究の上でいささかでも役に立つことがあれば幸いである。

注

(注1) 池田満雄⑤論文に従って、「万呂志里」を「乃呂志里」とした、との注記がある。

(注2) 藤原宮跡、平城宮・平城京跡出土の島根県関係の木簡については、島根県古代文化センター編(野々村安浩)「島根県(出雲・石見・隠岐)古代資料目録Ⅱ―出土文字資料編1 宮都等出土木簡―(稿)」(『古代文化研究』第8号 2000年3月)参照。

(注3) この木簡の釈文については、平石充氏により再検討され、次のように報告されている。

「大原評 □磯部 安□×」(現状の法量 長さ103mm×幅12mm×厚さ3mm)

上端・下端は欠損。

(注4) 森公章氏は、「飲袂」は意字ではないかとされる。(『出雲国の木簡』『新版古代の日本 四 中国・四国』角川書店 1992年)

(注5) 狩野久「木簡概説」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会 1990年。初出『古代の日本9 研究資料編』角川書店 1970年)

なお、奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡―解説 奈良国立文化財研究所史料第十二冊』(1978年1月)の付章「藤原宮木簡の記載形式について」では、付札木簡の特徴を次のように記している。

①貢進年月日の記載順序が、「年月日+国名+評名+里名+個人名」という形式をもつものが多

い。

②貢進者の記載形式が、「某里人+人名」と記す例が特徴的で、氏名に戸主、戸口と明記したものが一例もない。

(注6) 岸俊男著「古代村落と郷里制」(『日本古代籍帳の研究』塙書房 1973年。初出1951年)。なお、「郷里制」の施行始期について、最近では霊龜3年(717)との説が発表されている(鎌田元一「郷里制の施行と霊龜元年式」『古代の日本と東アジア』小学館 1991年)。

(注7) 前掲の出雲国の評制木簡のうち、「出雲評支豆支里大贅煮魚須々支」にみえる里名「支豆支里」も、『出雲国風土記』出雲郡条にはみえない。しかし、「杵築郷 元の字は寸付」と類似の郷名はみえ、また「杵築大社」「企豆伎社」「支豆支社」などの神社名もみえる。そこで、おそらく、「支豆支里」→「寸付里」→「杵築郷」の郷(里)名変遷が推測され、また「支豆支里」に、「杵築大社」「企豆伎社」「支豆支社」などの神社が位置していたのではないだろうか。

(注8) 加藤義成著『修訂出雲国風土記参究』(松江今井書店 1981年)303頁。秋本吉郎『日本古典文学大系 風土記』(岩波書店 1953年)175～176頁。植垣節也『新編 日本古典文学全集 風土記』(小学館 1997年)206頁。

関和彦氏も、この加藤氏の比定について、異論はない、としている(「『出雲国風土記』注論 その二 楯縫郡条」『古代文化研究』第5号 1997年3月)。

(注9) 前掲注(8)、3氏の著書に同じ。

(注10) 『出雲神社巡拝記』では「野石谷村六所大明神 記云乃利斯社、式云能呂志神社」としている。(『式内社調査報告 第20巻 山陰道3』 皇學館大學出版部 1983年 366頁所引)。

(注11) 前掲注(10)の『式内社調査報告 第20巻 山陰道3』(366頁)には、現行明細帳では「野呂石神社」となっている、とある。なお、『神国島根』(島根県神社庁 1981年)では、「能呂志神社」として項目が立てられている。

(注12) 『郷土誌 はやさめ久多美』(平田市久多美公民館 1992年)では、論拠史料を明記していないが、社地の移動時期を天正6年(1578)としている。

(注13) 前掲注(8) 関氏論考の「乃利斯社」の項目参照。

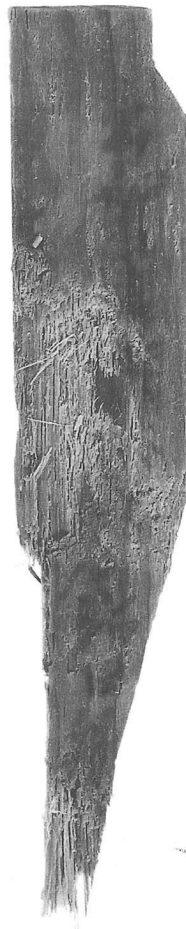
(注14) 前掲注(8) 書の「出雲国風土記要図」で、加藤義成氏は「能呂志濱」を「楯縫郷」のなかに含めている。

(注15) 前掲注(8) 関氏は、(史料1) 木簡にみえる「乃呂志里」のなかに、のちに『出雲国風土記』楯縫郡条にみえる「神戸里」が設置され、残りの民戸が余部里とされたと考えられる、と解している。

(島根県教育庁文化財課古代文化センター)



史料 1



史料 2



史料 3

奈良国立文化財研究所許可済

写真 3 楯縫郡関係の木簡